

平成20年加美町議会第3回定例会会議録第3号

平成20年9月12日（金曜日）

出席議員（20名）

1番	佐藤正憲君	2番	米木正二君
3番	木村哲夫君	4番	一條光君
5番	吉岡博道君	6番	門脇幸悦君
7番	下山孝雄君	8番	沼田雄哉君
9番	工藤清悦君	10番	三浦英典君
11番	佐藤善一君	12番	近藤義次君
13番	新田博志君	14番	福島久義君
15番	尾形勝君	16番	高橋源吉君
17番	一條寛君	18番	星義之佑君
19番	猪股信俊君	20番	米澤秋男君

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席した者

町 長	佐藤澄男君
副 町 長	森田善孝君
総 務 課 長	早坂宏也君
会計管理者兼課長	伊藤東君
政策推進室長	高橋啓君
危機管理室長	猪又健君
企画財政課長	吉田恵君
町民課長	佐藤勇悦君
税務課長	竹中直昭君
農林課長	猪股雄一君

農業振興対策室長	府田周一君
森林整備対策室長	浅野恒昭君
商工観光課長	柳川文俊君
建設課長	早坂忠幸君
保健福祉課長	早坂仁君
子育て支援室長 地域包括支援 センター所長	早坂律子君
上下水道課長	川熊忠男君
小野田支所長	高橋行雄君
宮崎支所長	齋藤吉男君
総務課長補佐	猪股忠一君
教育長	猪股清信君
教育総務課長	今野文樹君
社会教育課長	三嶋秀二郎君
文化振興課長	諸岡敏裕君
体育振興課長	大類恭一君
農業委員会会長	三浦又英君
農業委員会事務局長	兔原伸一君
代表監査委員	鈴木裕君
	小山元子君

事務局職員出席者

事務局長	鈴木啓三君
次長	今野仁一君
主査	伊藤一衛君
主事	佐藤順子君

議事日程 第3号

第1 会議録署名議員の指名

第2 認定第1号 平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

- 第 3 認定第 2 号 平成 19 年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第 3 号 平成 19 年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第 4 号 平成 19 年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 6 認定第 5 号 平成 19 年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 7 認定第 6 号 平成 19 年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 8 認定第 7 号 平成 19 年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 8 号 平成 19 年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 10 認定第 9 号 平成 19 年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 11 認定第 10 号 平成 19 年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 12 認定第 11 号 平成 19 年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 13 認定第 12 号 平成 19 年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について
- 第 14 報告第 9 号 平成 19 年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について
- 第 15 議発第 3 号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について
- 第 16 委発第 2 号 医師・看護師の確保を求める意見書の提出について
- 第 17 委発第 3 号 国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書の提出について
- 第 18 委発第 4 号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出について
- 第 19 委発第 5 号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について
- 第 20 委発第 6 号 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提出

について

第 2 1 議発第 4 号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出

について

第 2 2 新庁舎建設調査特別委員会の調査報告について

第 2 3 議員派遣の件について

第 2 4 閉会中の継続調査について

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 2 4 まで

午後2時00分 開議

○議長（米澤秋男君） 皆さん、こんにちは。

本日は大変御苦勞さまでございます。

ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（米澤秋男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、15番尾形 勝君、16番高橋源吉君を指名いたします。

日程第 2 認定第 1号 平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について

日程第 3 認定第 2号 平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 4 認定第 3号 平成19年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 5 認定第 4号 平成19年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 6 認定第 5号 平成19年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出
決算認定について

日程第 7 認定第 6号 平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決
算認定について

日程第 8 認定第 7号 平成19年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定
について

日程第 9 認定第 8号 平成19年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算
認定について

日程第10 認定第 9号 平成19年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第11 認定第10号 平成19年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認
定について

日程第12 認定第11号 平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について

日程第13 認定第12号 平成19年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について

○議長（米澤秋男君） お諮りいたします。日程第2、認定第1号平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第3、認定第2号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第4、認定第3号平成19年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、日程第5、認定第4号平成19年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、日程第6、認定第5号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第7、認定第6号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、日程第8、認定第7号平成19年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第8号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第9号平成19年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第10号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第11号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第12号平成19年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上12件はいずれも平成19年度決算であり関連いたしておりますので、会議規則第36条の規定に基づき一括議題といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、日程第2、認定第1号から日程第13、認定第12号までを一括議題とすることに決定いたしました。

認定第1号から認定第12号までは平成19年度決算審査特別委員会に付託しておりましたので、審査結果について委員長の報告を求めます。決算審査特別委員会委員長尾形 勝君、御登壇願います。

〔決算審査特別委員会委員長 尾形 勝君 登壇〕

○決算審査特別委員会委員長（尾形 勝君） 平成19年度の決算審査特別委員会の委員長を務めさせていただきまして、皆さんの御協力を得て原案どおり全員による賛成を得、そしてまた日程どおり終了することができました。これもひとえに皆さんの御協力のたまものだったのかと深く感謝を申し上げます。そういう感謝の念を込めて審査の結果報告をさせていただきます。

本委員会に付託された事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第76条の規定

により報告をするものでございます。

認定第1号平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定について、原案認定でございます。

認定第2号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定でございます。

認定第3号平成19年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第4号平成19年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第5号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第6号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第7号平成19年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第8号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第9号平成19年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第10号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第11号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定について、原案認定であります。

認定第12号平成19年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定について、原案認定でございます。

以上、報告をいたします。御協力ありがとうございました。

○議長（米澤秋男君） 決算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。質疑は決算審査特別委員会において十分に尽くされたものと思っておりますので、質疑を省略して直ちに討論を行いたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、質疑を省略して直ちに討論を行うこと

に決定いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。まず、原案に反対者の討論を許可いたします。（「なし」の声あり）

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。12番近藤義次君。

○12番（近藤義次君） 私は、加美町の平成19年度一般会計並びに各種会計の決算認定について賛成意見を述べるものであります。

昨年に町長に就任した町長にとっては今回が初めての本格的な決算議会であるわけでありませぬ。また、今回の決算から新たに財政健全化法に基づく四つの指標並びに公営企業法に基づく水道事業、下水道事業特別会計などの資金不足比率などについて報告がなされることになったのであります。これは全員協議会にも説明されたわけでありませぬが、夕張市のような財政破綻自治体を未然に防ぐために、一般会計だけではなくて特別会計や企業会計、一部事務組合などへの負担も含めて町の借金が幾らあるかということすべて表に出すというものであります。その結果、加美町の実質赤字比率、連結実質赤字比率のいずれも赤字にはなっていないということでありませぬ。また、実質公債費比率についても昨年の21.0%から19.6%へと改善し、将来負担比率も総務省の示す健全化内におさまったのであります。公営企業についても、いずれも資金不足になっていないということでありませぬ。こうして見ると、加美町があすにも夕張市になるというような昨年の騒ぎは果たして、今考えてみるとばかばかしい話に感ずるわけでありませぬ。もちろん、だからといって現在の加美町の財政が全く問題がないかということ、そうではないことも事実でありませぬ。決算監査の監査委員の報告によると、町の経常収支比率が99.7%という数字が示されて、町の財政が硬直化していることも指摘されたのであります。

先日、私も県庁の市町村課に行って町の財政についていろいろ御相談をしたところが、結局厳しい状況にあることも指摘されてまいったのであります。しかし、合併時に起債を受けて行った事業が3年の据え置き期間を経て、この平成19年、平成20年度と借金返済のピークを迎えたのであります。その状態にあっても先ほどの四つの指標のように安全圏内にいるのであり、しかも徐々に改善されてきているのでありますから、あすにも夕張などということは決してないのであります。

このような我が町に対し、仙南の合併しない町村では、あたかも加美町の合併が失敗しているような発言がなされているのは全く不愉快な限りであります。旧中新田町も旧小野田町も旧宮崎町もすべて戦後合併を経験しているのであります。今だれがその当時に戻りたいなどと言う方がいるのだろうか。旧3町も、合併してからみんなよい町にしようと頑張ってきたので

あります。我々もまた合併を決断し、加美町を誕生させたのでありますから、合併してよかったと思えるようなまちづくりに一生懸命努力していくことが大切なのでございます。そして、これまでのように皆頑張ってきたのでありますから、そのような状態の中で平成19年度においても厳しい財政状況を踏まえ、数字を改善させながら、さまざまな事業を展開してまいったのであります。

そこで、決算状況を見ますと、一般会計総額 126億 530万円、歳出総額 123億 520万円で、歳入歳出差引額 3億10万円から翌年度に繰り出す 780万円を差し引いた実質収支は 2億 9,230万円で黒字決算であります。また、特別会計についても決算総額は歳入94億 1,000万円、歳出は90億 300万円で、歳入歳出差引額は 3億 700万円となり、これも黒字決算となっているものであります。

しかし、財政分析を見ると、財政力指数は0.34で自主財源の比率が低く、また先ほど申し上げましたように経常収支比率は99.7%と地方交付税や町債に依存した大変厳しい状況になっているのも事実であります。また、三位一体改革の痛みが地方財政を直撃している状況の中で平成19年度が借金返済のピークを迎えたことの原因によるものでもございます。

しかし、昨年、佐藤町長は町長に就任した初議会において、財政が逼迫しているからといって、ただ手をこまねているのでは将来に夢を描けないと語ったのであります。それが広原小学校外構工事やプール建設に 2億円、中新田中学校体育館大規模改修工事に 7,700万円、西小野田小学校体育館耐震診断に 165万円、さらに乳幼児医療費の助成について、これまでの小学校 1年生から 6年生まで拡大するなど、加美町の将来を担う子供たちに大きな夢を描く財政措置へとつながったのでございます。また、町営住宅の耐震診断の実施や町営住宅への火災報知機設置など安全安心についてもさまざまな事業を実施したのでございます。

一方、農業に目を転じてみますと、土づくりセンターが事業開始がおくれてはいるものの、平成19年度において事業実施に向けた作業が始まったのであります。これは畜産農家だけでなく環境分野においても循環型社会形成に役立つものであり、大きな期待が寄せられるものであります。このように各分野において必要な事業を実施をしたわけで、何よりも町長は就任してすぐ、町長、副町長、教育長の給料を削減し、さらに管理職の手当を削減するなど、みずから率先して行政改革を進めてきたのであります。それが各分野へと浸透し、昨年度21.0%という実質公債費比率が19.6%へ改善するなど財政健全化への兆しが見えてきた証明になるのではないかと思いますのでございます。

これからも依然として厳しい財政運営を進めていかなければならないわけですが、職員の削

減計画や指定管理者制度導入に取り組み、今後とも健全財政実現に向けてなお一層の努力を傾注していただきたいと思いますのでございます。そして、庁舎建設へとつながるような健全財政運営を実現されることを期待し、加美町の平成19年度一般会計並びに特別会計の決算審査認定について賛成の意を表するものであります。議員各位の賛同を切にお願いして賛成討論といたします。

○議長（米澤秋男君） 次に、原案に反対者の討論を許可いたします。

次に、原案に賛成者の討論を許可いたします。ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより採決を行います。認定第1号平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第1号平成19年度加美町一般会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第2号平成19年度加美町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号平成19年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第3号平成19年度加美町老人保健特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号平成19年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行

います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第4号平成19年度加美町介護保険特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第5号平成19年度加美町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第6号平成19年度加美郡介護認定審査会特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号平成19年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第7号平成19年度加美町霊園事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛

成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第8号平成19年度加美町営駐車場事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号平成19年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第9号平成19年度加美町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第10号平成19年度加美町浄化槽事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第11号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第11号平成19年度加美町工業用地等造成事業特別会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

次に、認定第12号平成19年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定についての採決を行います。この表決は起立によって行います。

本件に対する委員長報告は原案認定であります。本件は委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（米澤秋男君） 全員起立であります。よって、認定第12号平成19年度加美町水道事業会計歳入歳出決算認定については原案のとおり認定されました。

日程第14 報告第9号 平成19年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について

○議長（米澤秋男君） 日程第14、報告第9号平成19年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について報告を求めます。町長。

○町長（佐藤澄男君） ただいまは決算認定全会計にわたり御承認をいただき、ありがとうございます。

それでは、報告第9号平成19年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率について御説明申し上げます。

昨年成立公布されました地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、財政状況を見きわめるための指標として平成19年度決算に基づく健全化判断比率と資金不足比率について監査委員の意見書を添えて御報告いたすものであります。

健全化判断比率の四つの指標の中の実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましてはマイナスであり収支は黒字になっております。また、実質公債費比率については19.6%、将来負担比率は186.6%となっており、いずれも早期健全化基準を下回っております。

次に、資金不足比率についてでございますが、四つの特別会計、すなわち下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業用地等造成事業特別会計、水道事業特別会計のいずれの会計においてもマイナスとなっており収支は黒字となっておりますことから、健全化判断比率並びに公営企業に関する指標もすべて健全段階に入っているものでございます。

以上、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項により報告といたします。ありがとうございます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

続いて、監査委員の審査意見書の報告を求めます。代表監査委員。

○代表監査委員（小山元子君） それでは、監査委員、申し上げます。

平成19年度財政健全化審査意見書

審査の概要は、提出されました健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載しました書類が適正に作成されているかどうかを主眼に行いました。

審査の結果といたしまして、審査に付された下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる

事項を記載した書類はいずれも適正に作成されているものと認められました。

健全化判断比率のうち実質赤字比率及び連結赤字比率は、いずれも早期健全化基準に該当しませんでした。また、実質公債費比率、将来負担比率は早期健全化基準以下となっております。

是正改善を要する事項といたしましては、実質公債費比率につきまして早期健全化基準を下回っておりますが、なお地方債許可団体となっておりますので、一層の健全な財政運営を望むものです。

続きまして、平成19年度の水道事業会計並びに下水道事業特別会計、浄化槽事業特別会計、工業用地等造成事業特別会計の経営健全化審査意見についてお話し申し上げます。

審査の概要は、提出されました資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として行いました。

審査の結果は、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類はいずれの事業会計においても適正に作成されておるものと認められました。

資金不足比率につきましては、水道事業会計、三つの事業特別会計それぞれに資金剰余額がありますので資金不足比率には達しておりませんでした、該当しませんでした。よって、指摘すべき事項は特にありません。以上でございます。

○議長（米澤秋男君） 報告が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、報告第9号平成19年度加美町健全化判断比率、及び公営企業における資金不足比率についての報告を終了いたします。

日程第15 議発第3号 加美町議会会議規則の一部を改正する規則について

○議長（米澤秋男君） 日程第15、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。米木正二君、御登壇願います。

〔2番 米木正二君 登壇〕

○2番（米木正二君） 議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則について趣旨説明を行います。

地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴いまして、法第100条第12項に「議会は会議規則の定めるところにより議案の審査または議会の運営に関し協議または調整を行うための場を設けることができる」との規定が新たに設けられました。現在、各町村議会における実態とし

て全員協議会など議会における審議や議会運営の充実を図る目的で協議や調整のための場が設けられております。ところが、現行法上、正規の議会活動は本会議、委員会への出席や議員派遣などに限られるという解釈がとられてきたことから、全員協議会等への出席については費用弁償の支給や公務災害補償の対象にならないとされてきました。今回の法改正により全員協議会等の活動が正規の議会活動として明確に位置づけられたことから、今後協議の場への出席は費用弁償の支給及び公務災害補償の対象となり得るということでもあります。こういったことから議会活動としての全員協議会を会議規則に規定するものであります。

どうか議員各位の賛成をお願い申し上げまして趣旨説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則についての採決を行います。お諮りします。本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議発第3号加美町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16 委発第2号 医師・看護師の確保を求める意見書の提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第16、委発第2号医師・看護師の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読をいたします。

委発第2号

医師・看護師の確保を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月12日

提出者 教育民生常任委員会委員長 近藤義次

裏面をお願いします。

医師・看護師の確保を求める意見書（案）

国民は、健康保険証さえあれば、一部負担だけで、だれでも受診することができる国民皆保険制度に対して絶大な信頼を寄せている。

しかし、ここ数年、政府の医療費削減政策の結果、患者の窓口負担の引き上げや療養病床の削減、リハビリテーションの日数制限等、患者が求める医療に対して抑制されるようになってきた。

さらに、全国各地で医師・看護師の不足による病院閉鎖や診療科の縮小という深刻な事態が生じている。

よって、政府におかれては、安心・安全な医療が持続して提供できる政策の実現と公的医療保険制度の維持・再構築に向け、下記の事項について強く要望するものである。

記

1. 国民のための医療政策を実現し、医療費財源を確保すること
2. 医療格差を是正すること
3. 患者の負担を増加させないこと
4. 療養病床の削減政策を見直すこと
5. 医師・看護師の増員を実現し、医師・看護師不足を解消するとともに、安全で行き届いた医療・看護・介護の保障を実現すること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 福田康夫 あて

内閣官房長官 町村信孝

厚生労働大臣 舩添要一

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。教育民生常任委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 近藤義次君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（近藤義次君） ただいま提案されております医師・看護師の確保を求める意見書、この件については教育民生常任委員会で審査をした結果、全員でこのような結果が出たわけであります。現在、皆様新聞等で御承知のとおり、やはり医師・看護師の不足ということは非常に大きな問題になっているわけであります。そういう意味において、このたびこのような意見書を出したので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。以上です。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第2号医師・看護師の確保を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、委発第2号医師・看護師の確保を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第17 委発第3号 国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書の提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第17、委発第3号国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読をいたします。

委発第3号

国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月12日

提出者 産業経済常任委員会委員長 一條 光

次ページ、開いてください。

国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書（案）

世界的な穀物需給は構造的な逼迫に急転換したことから、穀物価格は史上最高水準まで高騰

しており、我が国の食料の安定供給に重大な支障が生じている。また、原油・肥料・飼料など生産資材価格も史上最高水準まで高騰しており、農業者の経営は危機的状況となっている。

このような状況にもかかわらず、我が国の食料自給率は40%まで低下しており、国は、食料安全保障の観点から、農業者の経営安定を確保することを前提に、国産農畜産物の増産と食料自給率の向上に向けた取り組みを国家戦略として位置づけ、農地政策、担い手政策、品目政策、税制対策など総合的な施策と十分な予算を確保する必要がある。

また、農業者とJAグループは、生産性の向上に徹底して取り組んでいるものの、現下の生産資材価格の高騰は、経営努力のみでは到底解決できないほど困難な時代となっており、国は、補正予算対策も含めた万全な対策を緊急に措置する必要がある。

よって、国会及び政府においては、下記事項を措置されるよう強く要望するものである。

記以降6ページの上から12行目まで朗読を省略させていただきまして、13行目から朗読をいたします。

それでは、6ページ目。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 福田康夫

内閣官房長官 町村信孝 あて

外務大臣 高村正彦

財務大臣 伊吹文明

農林水産大臣 太田誠一

経済産業大臣 二階俊博

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。産業経済常任委員長一條光君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 一條光君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（一條光君） 国産農畜産物の増産・自給率向上に関する意見書は、今定例会初日に請願書を採択したことに基づき提出するものであります。

内容につきましては、ただいま事務局長をして朗読したとおりであります。

よろしく御理解の上、御賛同いただきますようお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。
これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認め
ます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第3号国産農畜産物増産・自給率向上に関する意見書の提出の採決を行います。
お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、委発第3号国産農畜産物増産・自給率
向上に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第18 委発第4号 地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める
意見書の提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第18、委発第4号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等
を求める意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読をいたします。

委発第4号

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月12日

提出者 産業経済常任委員会委員長 一條 光

裏面をお願いいたします。

地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書（案）

近年、中国産冷凍ギョウザへの毒物混入事件、こんにゃく入りゼリーによる窒息死事故や一連の食品偽装表示事件、ガス湯沸かし器一酸化炭素中毒事故、シュレッダーによる指切断事故など、多くの分野で消費者被害が次々と発生ないし顕在化している。多重債務、クレジット、投資詐欺商法、架空請求、振り込め詐欺などの被害も後を絶たない状況にある。

消費生活センターなど地方自治体の消費生活相談窓口は、消費者にとって身近で頼りになる被害救済手段であり、消費者被害の相談の多くは地方の消費生活センターに寄せられており、その件数は年々増加している。

政府は、消費者・生活者重視への政策転換、消費者行政の一元化及び強化の方針を打ち出し、「消費者庁の設置」などの政策を検討し、地方消費者行政の充実強化の必要性が取り上げられているが、一方で、地方自治体の地方消費者行政予算は年々削減されており、地方の相談窓口は十分な相談体制がとれない、あっせん率の低下、消費者啓発も十分に行えないなど、多くの問題を抱えている。

真に消費者利益が守られるためには、地方消費者行政の充実強化が不可欠であり、政府の消費者行政推進会議の最終取りまとめにおいても、強い権限を持った消費者庁を創設するとともに、これを実効あらしめるため地方消費者行政を飛躍的に充実させる必要があること、国において相当の財源確保に努めるべきこと等を提言している。

よって、国においては、消費者基本法の理念に即した消費者行政を実現するため、次の措置を講ずるよう強く要望するものである。

1. 消費者の苦情相談が地方自治体の消費生活相談窓口で適切に助言及びあっせん等により解決されるよう、消費生活センターの設置、業務及び機能等を法的に位置づけるとともに、消費者被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築することなど、必要な法制度の整備をすること。
2. 地方消費者行政の体制、人員及び予算を抜本的に拡充強化するための財政措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男君

衆議院議長 河野洋平

参議院議長 江田五月

内閣総理大臣 福田康夫

総務大臣 増田寛也 あて

財務大臣 伊吹文明

内閣官房長官 町村信孝
消費者行政

推進担当大臣 野 田 聖 子

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。

産業経済常任委員長一條 光君、御登壇願います。

〔産業経済常任委員会委員長 一條 光君 登壇〕

○産業経済常任委員会委員長（一條 光君） この意見書は仙台弁護士会荒 中会長名で要請のあったものであります。当委員会でも審査しました結果、必要であるということで提案をいたします。

趣旨につきましては、消費者行政の一元化の推進を図るため、消費センターの設置、業務機能等を法的に位置づけるとともに被害情報の集約体制を強化し、国と地方のネットワークを構築すること等の法整備を行うこと及びこれらを具現化するための財政措置をとることを内閣、国会及び関係省庁に求めるものであります。

よろしく御理解の上、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第4号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、委発第4号地方消費者行政の抜本的拡充及び法制度の整備等を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第19 委発第5号 新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第19、委発第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読をいたします。

委発第5号

新たな過疎対策法の制定に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月12日

提出者 総務建設常任委員会委員長 尾形 勝

裏面をお願いいたします。

新たな過疎対策法の制定に関する意見書（案）

過疎対策については、昭和45年に「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、3次にわたる特別措置法の制定により、過疎対策事業に取り組み、道路整備や産業振興、生活基盤の整備など総合的な過疎対策が講じられ、地域づくりの成果が徐々にあらわれてきているところである。

しかしながら、このような活性化のための努力にもかかわらず、構造的な若年層の流出による人口減少、少子・高齢化の進行、地域産業及び地域社会の担い手不足、産業・雇用面の条件の劣弱さ等依然として地域活力の低下を招いている状況にある。

特に、路線バスなど公共交通機関の廃止、医師及び看護師等の不足、空き家や耕作放棄地の増加、森林の荒廃など生活・生産基盤の弱体化が進む中で、維持が困難な集落の問題や安心・安全にかかわる問題など、多くの課題が残されている。

過疎地域は、我が国の豊かな自然や歴史・文化を有するふるさとの地域であり、また、都市に対して食料の供給・水資源の供給、自然環境の保全といやしの場を提供するとともに、森林による地球温暖化の防止に貢献するなどの多面的な公共的機能を担っており、国民共通の財産であり、国民の心のよりどころとなる美しい国土と豊かな環境を未来の世代に引き継ぐ努力をしている地域である。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」は平成22年3月末をもって失効することとなるが、過疎地域が果たしている多面的・公共的機能を今後も維持していくことが重要であり、本町においても、これまでの過疎対策の成果を踏まえ、交通条件や生活環境の整備を一層促進し、若者定住のための就業機会の創出や既存施設の活用と人的交流の促進による活性化を図ることが急務であり、さらなる過疎地域への支援の継続性を強く望むものである。

過疎地域が、そこに住み続ける住民にとって安心・安全に暮らせる地域として健全に維持されることは、同時に、都市をも含めた国民全体の安心・安全な生活に寄与するものであることから、引き続き総合的な過疎対策を充実強化させることが重要である。

よって、新たな過疎対策法の制定を強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

内閣総理大臣 福田康夫

総務大臣 増田寛也

財務大臣 伊吹文明 あて

農林水産大臣 太田誠一

国土交通大臣 谷垣禎一

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。総務建設常任委員長尾形勝君、御登壇願います。

〔総務建設常任委員会委員長 尾形 勝君 登壇〕

○総務建設常任委員会委員長（尾形 勝君） 新たな過疎対策法の制定に関する意見書、ただいま事務局長にて朗読説明したとおりでございます。早速総務建設常任委員会を開いて協議をした結果、全くそのとおりであるというお墨つきを得ましたので、議員各位の御賛同を得て趣旨説明にかえさせていただきます。終わります。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、委発第5号新たな過疎対策法の制定に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第20、委発第6号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読いたします。

委発第6号

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。

平成20年9月12日

提出者 教育民生常任委員会委員長 近藤義次

裏面をお願いいたします。

雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書（案）

雇用促進住宅については、規制改革3カ年計画や独立行政法人整理合理化計画に基づき、全住宅数の半数程度を前倒しで廃止することとされ、本年4月1日付で廃止決定された650の住宅について、退去を求める入居者説明会などが開催され、現場に多くの混乱が生じている。

各自治体などでは公営住宅の優先入居の取り扱いを行うなど取り組みが進められているが、とりわけ転居先のない長期入居者などに大きな不安が生じている。

については、政府において、以下の取り組みについて、特段の配慮を要請する。

記

1. 現在、雇用促進住宅へ入居されている方々への相談体制を早急に整備すること。また、民間の活用も含めた転居先などの情報提供を充実すること。
2. 定期借家契約の場合、年内に契約が切れるケースも想定され、猶予期間を確保できるよう入居者説明会を急ぐこと。
3. 公営住宅への優先入居の措置に加え、入居基準についても柔軟な対応を行うこと。
4. 長期入居者のうち、高齢などの困難な事情を抱え転居先が決まらない入居者の退去に関しては、明け渡しを一定期間猶予するなどの配慮措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

内閣総理大臣 福田康夫

あて

厚生労働大臣 舩 添 要 一

以上です。

○議長（米澤秋男君） ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。教育民生常任委員長近藤義次君、御登壇願います。

〔教育民生常任委員会委員長 近藤義次君 登壇〕

○教育民生常任委員会委員長（近藤義次君） 雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書でございますが、雇用促進住宅につきましては、南町にあります5階建てのエレベーターなしのアパートであります。宮城県内で1,100戸、昭和40年に最初建てられて、加美町が昭和46年に建てられた建物であります。80戸の戸数なんでございますが、現在退去者が出て56戸ぐらい残って、まもなくもう1戸も退去するというような状態になっているわけですが、まだまだ大変な問題であろうかと思えます。

労働者の目的は労働者の地域間移動の円滑化という目的で雇用保険加入者が入ることになっていたわけでありまして、政府の当初30年かけて廃止するというような予定だったんですが、昨年12月、半分程度、平成11年までに廃止譲渡するということが閣議決定をいたしましたわけがあります。そういうことで今度完全に退去が求められるような状態になりましたので、このようなお願いを申し上げます。

教育民生常任委員会で全員で賛成を得ましたので、よろしく皆様方の御協力をお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより委発第6号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提出についての採決を行います。

お諮りします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、委発第6号雇用促進住宅の退去困難者への支援強化に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

た。

日程第 2 1 議発第 4 号 太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の
提出について

○議長（米澤秋男君） 日程第21、議発第 4 号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める
意見書の提出についてを議題といたします。

事務局長をして朗読させます。事務局長。

○事務局長（鈴木啓三君） それでは、朗読をいたします。

議発第 4 号

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書

上記意見書を別紙のとおり会議規則第 1 4 条の規定により提出する。

平成 2 0 年 9 月 1 2 日

提出者	加美町議会議員	一 條	寛
賛成者	同	一 條	光
	同	星	義之佑
	同	工 藤	清 悦
	同	佐 藤	善 一
	同	新 田	博 志
	同	高 橋	源 吉

裏面をお願いします。

太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書（案）

今年 7 月に開催された洞爺湖サミットでは、地球温暖化防止問題が主要テーマとして議論され、議長国である我が国においても、2050年に温室効果ガスの総排出量を60%～80%削減するという積極的な目標を掲げたところである。

二酸化炭素などの温室効果ガスを生み出す原因としては、石炭や石油、天然ガスなど化石燃料の燃焼が挙げられ、その根本的な解決のためには、化石燃料によらない新エネルギーを確保することが求められている。

その新エネルギーの中でも、太陽光発電については、天然資源に乏しい我が国において広く普及が可能なエネルギーとして注目を集め、その導入量は2006年末で 170.9万キロワットであり、ドイツ、米国などととも世界をリードしてきた経緯がある。

しかしながら、この大量普及時代に突入する時期を同じくして、太陽電池モジュール（パネル）の逼迫や国の住宅用導入支援制度が終了した影響などから、国内導入量が一転して前年比マイナスの状況に陥り、技術革新や量産効果などにより低下していた太陽光発電設備の設置単価が2006年からは上昇に転じる結果となった。

こうした事態の打開に向けて、福田総理は「経済財政改革の基本方針2008」や地球温暖化対策の方針「福田ビジョン」において、「太陽光発電については、世界一の座を再び獲得することを目指し、2020年までに10倍、2030年に40倍を導入量の目標とする」と、目標を示したところである。

「環境立国」を掲げる我が国が、太陽光発電世界一の座を奪還するためには、エネルギー導入量増加に向け、総理のリーダーシップのもと政府・各省が連携を緊密にとりつつ、具体的には、「住宅分野」、「大規模電力供給用に向けたメガソーラー分野」、「さらなるコスト削減に向けた技術開発分野」、「普及促進のための情報発信・啓発分野」の各分野に対して支援策を打ち出す必要があると考える。

よって、加美町議会は、政府に対して、太陽光発電システムのさらなる普及促進に向け、以下の5項目の実現を強く要望するものである。

- 一、国による住宅用太陽光発電導入促進対策費補助金補助事業制度の再導入並びに同事業予算の拡充
- 一、分譲集合住宅の購入者を対象とする太陽光発電システム取得控除制度の導入や賃貸住宅オーナーの固定資産税の減税措置など集合住宅用の太陽光発電システム導入支援策の推進
- 一、国指導による大規模太陽光発電システムの本格的導入並びにそのための制度の整備
- 一、導入コスト低減にかかわる技術開発促進策の推進
- 一、太陽光発電システムの普及促進のための情報発信・啓発活動の推進

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年9月12日

宮城県加美町議会議長 米澤秋男

内閣総理大臣 福田康夫

経済産業大臣 二階俊博 あて

環境大臣 斉藤鉄夫

以上です。

○議長（米澤秋男君）　ここで提案者の趣旨説明をお願いいたします。一條　寛君、御登壇願います。

〔17番　一條　寛君　登壇〕

○17番（一條　寛君）　太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書提出についての趣旨説明をさせていただきます。

地球温暖化防止のためには二酸化炭素の削減に向けて再生可能エネルギーの大幅な導入を図る必要があります。太陽光発電は二酸化炭素など温室ガスを排せつせず、また枯渇の心配もないクリーンエネルギーとして世界的な注目を集めております。これまで日本は発電量、装置の生産量ともに世界一を誇ってまいりましたが、2004年に発電量でドイツにトップの座を奪われており、政府は再度世界一を奪還する方針を立てております。また、日本が世界をリードしてきた太陽光発電の分野を我が国の経済力や国際競争力を支える産業に育てる必要もあります。しかしながら、国の導入支援制度が終了したことなどにより導入量が前年比マイナスの状況になってきました。よって、導入量の増加に向けて太陽光発電システムの普及促進を図る具体的な作成を政府に強く要望する意見書の提出を提案するものであります。

よろしく御理解の上、議員の皆様のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（米澤秋男君）　説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ございませんか。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。これにて討論を終結いたします。

これより議発第4号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出についての採決を行います。

お諮りいたします。本件は原案のとおり意見書を提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君）　御異議なしと認めます。よって、議発第4号太陽光発電システムのさらなる普及促進を求める意見書の提出については、原案のとおり提出することに決定いたしました。

日程第22　新庁舎建設調査特別委員会の調査報告について

○議長（米澤秋男君）　日程第22、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告についてを議題といた

します。

本件につきまして委員長から調査結果報告書が提出されましたので、委員長の報告を求めます。新庁舎建設調査特別委員長下山孝雄君、御登壇願います。

〔新庁舎建設調査特別委員会委員長 下山孝雄君 登壇〕

○新庁舎建設調査特別委員会委員長（下山孝雄君）

新庁舎建設調査特別委員会調査報告書

本委員会で実施した調査事件について、調査の結果を別紙のとおり、会議規則第76条の規定により報告します。

本委員会は11回にわたる委員会の開催となりましたが、7回までの開催につきましては平成18年の9月定例議会で中間報告を行っております。その後の第8回委員会から要約して報告をさせていただきます。

第8回委員会、説明のため企画財政課長及び同副参事兼課長補佐に出席を求め、調査を行いました。

前回の開催からかなり間をおいた開催となりました。また、新委員も加わったということでありまして、かなり長時間にわたり質疑がなされました。その中でポイントとしては、合併特例債の適用年次が平成24年と解釈されていたのが平成25年までの特例債の起債が可能との見解が述べられまして、担当から説明をいただき了解いたしました。

それから、耐震についてでありますけれども、本所の耐震診断の経費 233万円余りを経費として算定しておりますけれども、執行部側の考え方としては、平成20年度予算に対する計上の考えはないというような説明がなされました。また、この中でいろいろ各委員の中から出された意見として、これまでの長い経過の上からも建設を前提として事業費の算定、機構、位置の条件によつての経費、建設年度などの基本的なシミュレーションをぜひ示すべきだとの意見が強く出されました。

第9回委員会、先駆けて庁舎建設に取り組んでおります、隣接しております大和町、それから富谷町の庁舎建設について視察を実施いたしました。両町とも合併の協議はなされた経緯がありましたけれども、その話し合いの中で合併の進展は見られなかったということで、それぞれ各町とも同じ条件でありまして、人口の増加、増大する行政需要に対応するため初めから建設の準備を、建設ありきということで準備に入っております。かなり長い時間を要して建設費の積み立て、いわゆる基金の造成も行っております。こういった中で、それぞれ建設に当たっては90名による委員会、また 100名による委員会で、特に大和町におきましては14億 6,000万

円という、大体我が町で計画している庁舎の面積概要と同じような内容でも14億 6,000万円というかなり安価な建設を目指しての計画に入ったということは我が町でも大いに参考になるのかと思っております。

第10回委員会、これまでの庁舎建設に対する報告の取りまとめを行っております。短いのでここは朗読させていただきますけれども、平成18年9月定例会で議長に報告した中間報告を基本とするべきとの意見が多く出されました。

執行側に当たっては、行政の継続性という観点からも平成18年3月に提出された新庁舎建設検討委員会の答申を尊重すべきであり、町民、議会との建設に対しての合意形成は得られているのではという意見があった。財政面でも優遇措置を受けられる時期の問題からも、合併6年を経ようとしている今、合併前からの懸案、課題である庁舎問題への結論を一步進める時期に来ているのではないかと。

新町建設計画や平成18年度策定の発展計画に基づいた財政計画、平成17年から10カ年計画も平成18年6月に示されているが、合併振興基金については18億円の積み立てが行われており、平成22年度まで庁舎建設基金 4.4億円を積み立てする予定で、直接建設に充当できる額は不確定であるが、著しい歳入欠陥、歳出需要が起こらない限り、町財政は新庁舎建設に十分耐え得る状況にあると言えるのではないかと。

調査結果

1. 建設の是非について

新庁舎の建設については是とする。

建設理由としては、本庁舎が昭和41年建設で老朽化しており、2カ所の支所についても、新耐震基準を満たしておらず、災害時の防災拠点としての機能確保を図らなければならない。また、効率的財政運営を行っていく上で適切な施設整備を整える必要がある。

2. 庁舎のあり方について

検討委員会の答申にあったように事務効率上、一極集中型やむなしという意見が多数であったが、支所機能とのかみ合いが問題とされた。住民の協働参加といったことが叫ばれるとき、支所に一定の権限を与えるという合併時の約束事を守ってもらいたいとの意見や「支所機能を大切にしながら」という検討委員会の表現はやさしいが、行財政改革を進めなければならない現実を考えると難しさがあるのではという意見もあり、支所機能のあり方は今後の大きな課題になると思われる。

3. 庁舎の規模について

第3回特別委員会で庁舎建設事業の試算例、財政措置が示され、論議されたが、基本構想、ビジョンが示されないと議論が進展しにくい問題があると言える。執行部からの具体的提案を待って検討していくべきと思われる。

4. 庁舎位置について

- 1) 加美町役場西側町有地（加美町字西田一番地内）を適地とする検討委員会の意見を尊重すべきである。
- 2) 検討委員会は財政面からの考えが大きいようであるが、遠隔地からの利便性や新しいよりどころを求めるべきとして、国道を中心とした位置に将来展望を求めていく。
- 3) 庁舎の位置については、一番の課題であり、より深い検証をすべき。

以上、三つの意見に大別されました。

5. 建設時期について

合併特例債による優遇措置を受けられる時期での建設。

財政的裏づけを整えた上での建設時期を決定すべきとする意見や、現在の本庁舎が非常に狭隘であり、早急に建設に入るべきとの意見もあった。

諮問機関である検討委員会から、合併のシンボルとして、ふさわしい庁舎建設を、という声もあったが、厳しい財政状況の中「集中改革プラン」による行財政改革に取り組んでいる。過大な庁舎の建設は、町民の理解を得がたい状況と考えられる。

町長は、これまで財政面からの精査を行ってこられたが、かなり時間も経ており、はっきりとした予算表示とか考え方を出すべき時期に来ている。また、財政的な援助を受けられる合併特例債の活用が図られる時期での庁舎建設という検討委員会の諮問を強く受けとめるべきと言える。

庁舎建設事業は、他事業の進捗にも大きく影響を与えるものであり、方向を定め、計画的に、早い時期でのスタートとしなければ、最良の結果は得られにくく、町長の強いリーダーシップが望まれるところであります。

県下各町の例によりますと、平成13年、豊里町、南方町、利府町、富谷町、大和町、桃生町、栗駒町がそれぞれ議会で特別委員会を組織して庁舎の建設検討、それからいろんな面での特別委員会の活動を行っておるということを聞いております。それらの町の例に見ますと、建設の決定まで、また新庁舎の完成まで特別委員会を継続してずっと活動をやっているところがありますけれども、本町におきましては、諸般の事情から特別委員会は今回で閉めて議長に対する報告ということで今回の報告になったわけでありまして。

11回にわたる各委員の熱意ある御検討と御協力に心から感謝申し上げまして、またこの事業の確実な進展を見られますことを御祈念申し上げまして議長への委員会からの報告とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（米澤秋男君） 調査結果の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。これにて質疑を終結し、新庁舎建設調査特別委員会の調査報告を終了いたします。

日程第23 議員派遣の件について

○議長（米澤秋男君） 日程第23、議員派遣の件についてを議題といたします。

本件につきましては、会議規則第118条の規定により、派遣についてお手元に配付したとおりであります。

お諮りします。本件について、お手元に配付したとおり議員を派遣することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件につきましては、このとおり派遣することに決定いたしました。

日程第24 閉会中の継続調査について

○議長（米澤秋男君） 日程第24、閉会中の継続調査についてを議題といたします。

各委員長から委員会において調査中の事件について、会議規則第74条の規定により、総務建設常任委員会委員長尾形 勝君より、行財政運営の健全化について、総合的な交通体系の整備について結論が出ないため、教育民生常任委員会委員長近藤義次君より、学校教育及び社会教育の振興について、社会福祉及び医療福祉の充実について結論が出ないため、産業経済常任委員会委員長一條 光君より、農林業の振興策について、商工観光業の振興策について結論が出ないため、議会運営委員長米木正二君より、議会の活性化について結論が出ないため、大崎市鳴子温泉向山地区産業廃棄物処理施設に関する調査特別委員会委員長尾形 勝君より、大崎市鳴子温泉向山地区に建設予定の産業廃棄物処理施設に関する事項について結論が出ないため、以上、5委員会から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ござい

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件の審議はすべて議了いたしました。

お諮りします。本定例会の会期は9月17日までとなっておりますが、会議規則第7条の規定により本日をもって閉会いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（米澤秋男君） 御異議なしと認めます。よって、会期中ではありますが、本日をもって閉会することに決定いたしました。

以上をもちまして、平成20年加美町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変御苦労さまでした。

午後3時44分 閉会